

日本海総合病院 医師・薬剤師等の面会ルールについて

日本海総合病院（以下「病院」という）における医薬情報担当者「medical representative」等（以下「MR等」という）と医師・薬剤師等との面会を適正・円滑・公正に行うため、次のとおり定めます。

- 1 医薬品情報提供等のため医師・薬剤師等との面会を希望するMR等（※1）は、Dr. JOYを介してアポイント調整等を行うこと。
- 2 来院の際は、医師・薬剤師との面会の有無にかかわらず、必ずDr. JOYで発行するビーコン名札を着用し、氏名・所属を明らかにすること。
- 3 医師との面会場所は原則として2階医局3内の面談室とし、医師の指示により図書室で面会する場合は、図書室の利用者に支障のないよう十分留意すること。
- 4 面会のため医局前で待機する場合を除き、病院内で待機することを禁止とする。その他、下記に【禁止事項】を定める。
- 5 緊急安全情報の提供等、緊急を要する場合はこの限りではない。

【禁止事項】

以下の行為が認められた場合は、強制退館・出入禁止とする場合がある。

- ・ Dr. JOYを介さないアポイント調整
- ・ 医局前以外での待機
（特に手術室前、集中治療室前、治療内視鏡室前等での待機、アポイントがない待機は厳禁とする。）
- ・ 医師への声掛け等の営業活動
- ・ 営業資料・配布資料の持参を目的とした医局の訪問
- ・ 患者さん用駐車場内での車内待機
- ・ ホスピタルストリート、休憩室等の共用部椅子の使用
- ・ 上記場所での個人・企業用PCの使用
- ・ その他、患者さん及び病院職員が不快と感じる行為

※1 MR等とは、

MR（医薬情報担当者）、医療機器及び資材等のメーカー担当者、医療機器・資材卸業者とする。

平成 30 年 8 月 1 日施行

令和 6 年 11 月 1 日改訂